

障がい者雇用奨励金

1 概要

障がい者の雇用の促進と生活の安定を目的に、継続して雇用する事業主に対して、雇用奨励金を交付します。

2 制度内容

(1) 受給できる事業主

国の特定求職者雇用開発助成金又は発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金(以下これらを「国助成金」という。)の支給対象となった市内在住の障がい者を支給対象期間終了後も継続して雇用する事業主

(2) 支給の対象となる雇用期間

国助成金の支給対象期間が満了した日の属する月の翌月から12ヵ月間(6ヵ月を1期として2回支給)

(3) 支給額

① 重度障がい者

○市内の事業所 月額2万4,000円

○市外の事業所 月額2万円

② 重度障がい者以外の障がい者

○市内の事業所 月額1万2,000円

○市外の事業所 月額8,000円

※支払った賃金月額が上記支給額より少ない場合は、その額が支給額となります。

(4) 受給手続き

国助成金の支給対象期間が満了した日の属する月の翌月の初日から起算して6ヵ月以内、又は平成30年3月31日までに「弘前市障がい者雇用奨励金交付申請書」を提出してください。

3 問い合わせ先

弘前市商工振興部商工政策課就労支援係

TEL 0172-35-1135(直通)